

今から準備を!! 人事労務関連の2020年主な法改正リスト

改正法	改正内容	施行日
① 労働基準法	時間外労働の上限規制の施行が猶予されていた中小企業が対象に (2019年現在は大企業のみ)	4月1日
② パートタイム・有期雇用労働法	いわゆる同一労働同一賃金。正社員と非正規社員の不合理な待遇差をなくすための措置 (大企業のみ、中小企業は2021年4月)	4月1日
③ 労働者派遣法	派遣労働者の賃金決定方法の選択や派遣先・派遣元が講じるべき情報提供等の措置 (企業規模問わず)	4月1日
④ 健康増進法 職業安定法	一般企業を原則屋内禁煙とする受動喫煙の防止措置義務及び企業が講じている防止措置の求人票への記載	4月1日
⑤ 健康保険法 国民年金法	健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者の被扶養認定に国内居住要件を追加	4月1日
⑥ 各種労働保険・社会保険関連	主に出資金・資本金が1億円を超える法人や投資法人等は、行政手続きを行う際の電子申請を義務化 (雇用人数問わず)	4月1日
⑦ 労働施策総合推進法	いわゆるパワハラ防止法。パワハラ防止のための措置の実施義務 (大企業のみ、中小企業は2022年4月)	6月1日
⑧ 労働基準法	民法の改正に伴い、賃金債権の消滅時効が2年→5年に変更される可能性。(審議段階)	施行不明

①の中小企業に対する時間外労働の上限規制は、2020年4月以降を起算日とする36協定を労働基準監督署に届出した日から対象となります。月ごとの労働時間の管理をより適正に行う必要があります。36協定に規定する上限時間等の設定時間についても一度検討する必要があります。



①に関連し、まだ法改正の決定はされていませんが、⑧の民法改正に伴う労働基準法の改正によって賃金債権の消滅時効が5年に引き伸ばされる可能性があります。すると、時間外労働の把握ができていない事業主が、今まで2年分を遡って支払うとされていた未払い賃金について、2.5倍の5年分支払う必要が出てくるため、労働時間管理に関するリスクが飛躍的に上昇します。

その他、既に派遣元から派遣先に対して法改正に伴って賃金改定の通知が来ている企業もあり、特に同一労働同一賃金関連は企業によって早め早めの法改正対応が始まっています。2019年に取り残されなためにも、2020年法改正に向けた準備として情報収集や規程類の整備などを今から行っていきましょう。



おしながき

- ▶ 人事労務関連の2020年主な法改正リスト … P 1
- ▶ オフィスでの禁煙 … P 2
- ▶ 新年会のお知らせ … P 2

12・1月の労務/税務

12月は 職場のハラスメント撲滅月間

- 12月2日
- 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 個人事業税の納付
 - 所得税の予定納税額の納付

- 12月10日
- 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格届の提出

本年最後の給与支給までに

- 年末調整関連業務

- 1月6日
- 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出

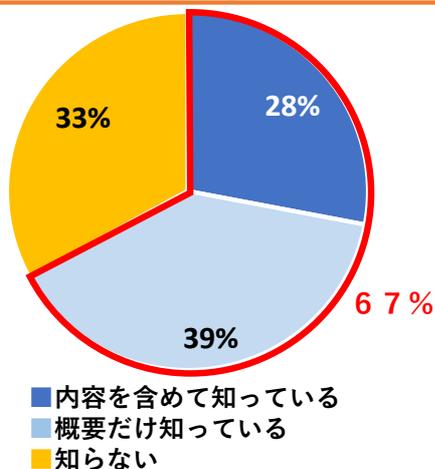
- 1月10日
- 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格届の提出

- 1月31日
- 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 労働者死傷病報告書の提出 (10月~12月)
 - 固定資産税の償却資産に関する申告
 - 法定調査の提出 (源泉徴収票・報酬等支払調査・合計表)
 - 給与支払報告書の提出 (1月1日現在)

「オフィスでの禁煙」実態調査

エン・ジャパン株式会社は「人事のミカタ」のサイト上で、企業517社に「オフィスでの禁煙」の実態調査としてアンケート調査を実施しました。(エン・ジャパン株式会社<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2019/20340.html>)

2020年4月1日に完全施行される「改正健康増進法」を知っていますか？



現在、社内の禁煙に取り組んでいますか？



社内禁煙の取り組みをしない理由について教えてください（複数回答）



受動喫煙の防止措置の義務化について、知っていると答えた企業は67%と全体の3分の2となりました。全体的な認知は広がっていますが、実際に内容まで知っている企業は28%なので、法改正に基づいて対策を講ずることができる企業はまだ少ないのが現状です。

ハラスメントが社会的問題となっていますが、新たなハラスメントの類型として、望まない受動喫煙のことをスモークハラスメントと言うようになっていきます。特に、若い世代は喫煙者が減少傾向にあるため、法改正により分煙措置を講じている企業かどうか求人情報として公表されるようになると、「措置を講じていない企業＝ブラック企業」といった印象も与えかねません。

【第55回合同勉強会のお知らせ】

テーマ **カスタマーハラスメント** 【第一部】 弁護士法人広島メープル法律事務所 弁護士 中井克洋



2019年5月に成立した改正労働施策総合推進法により(2020年4月施行)、事業主にパワハラ対策を講じることが義務付けられましたが、あわせて取引先等からのパワハラや顧客からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)についても事業主が講じるべき政策の指針が示される予定です。日弁連民暴委員長でもあり、悪質クレーム対応に詳しい中井弁護士がカスタマーハラスメント対策として講じるべきことを解説します。

【第二部】 弁護士・税理士・社会保険労務士によるホットな情報を提供する5分間トピックス

勉強会後には懇親会を開催いたしますので、ぜひご参加ください。

【勉強会概要】

日付：2020年1月24日(金)
 勉強会：15:00～17:45(無料)
 懇親会：18:00～20:00(5,500円)
 場所：メルパルク広島(広島県広島市中区元町6-36)

社会保険労務士法人
サトー

平成17年5月以降
 私たち3事務所が年4回
 合同で開催しています

弁護士法人広島メープル
法律事務所

松本事務所

参加のお問い合わせ 担当指導員にお申し付けください

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
 730-0037 広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル8F

月～金 9:00～18:00(12:00～13:00除く)
 電話：082(546)2080 FAX：082(546)2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
 101-0032 東京都千代田区岩本町3-1-9 リブラ岩本町6F

月～金 9:00～18:00(12:00～13:00除く)
 電話：03(5829)8982 FAX：03(5829)8983